

○財務省告示第三百三十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、平成三十年十一月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱
四	発行方法	いによる発行
五	発行額	額面金額で十六億三百四十万円
六	払込金額	十六億三百二十三万九千六百六十円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十年十一月五日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円九
十一	利率	年〇・一パーセント

十 八	十 七	十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 支	償 還 金 額 限	償 還 金 額 限	後 の 利 子	第 二 期 以 後 の 利 子	
平 成 三 十 年 十 一 月 五 日	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 四 十 年 九 月 二 十 日	平 成 四 十 年 九 月 二 十 日	利 子 を 支 払 う 。	て、その日以 前、六月間 に属する を、その日以 前、各支払 期において 毎年三月二十 日及び九月二 十日	各募集取扱機 関は、払込金 額に 加え、次の算 式により算出 した 金額を第十八 号に規定する 期日 に払い込むも のとする。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{46}{365}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{46}{365}$$

平成三十一年三月二十日を
 期とし、次の算式により算出
 した金額を支払う。ただし、支
 払期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。